

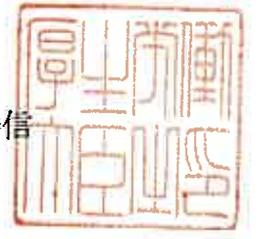
厚生労働省発基安0330第1号

令和2年3月30日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙1「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

## 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 作業主任者を選任すべき作業の追加

塩基性酸化マンガン及び塩基性酸化マンガンを含む製剤その他の物（以下「塩基性酸化マンガン等」という。）並びに溶接ヒューム及び溶接ヒュームを含む製剤その他の物（第三及び第四において「溶接ヒューム等」という。）を製造し、又は取り扱う作業を、作業主任者を選任しなければならない作業に追加することとする。

### 第二 作業環境測定を行うべき作業場の追加

塩基性酸化マンガン等を製造し、又は取り扱う屋内作業場を、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない作業場に追加することとする。

### 第三 健康診断を行うべき有害な業務の追加

塩基性酸化マンガン等及び溶接ヒューム等を製造し、又は取り扱う業務を、有害な業務に従事する労働者に対する医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない業務に追加することとする。

#### 第四 施行期日等

##### 一 施行期日

この政令は、令和三年四月一日から施行することとする。

##### 二 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとする。

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 特定化学物質障害予防規則の一部改正

一 管理第二類物質の追加等

1 塩基性酸化マンガン及び塩基性酸化マンガンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（二及び四の1において「塩基性酸化マンガン等」という。）を管理第二類物質に追加することとする。

2 溶接ヒューム及び溶接ヒュームをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（四の1において「溶接ヒューム等」という。）を管理第二類物質とすることとする。

二 塩基性酸化マンガン等に係る作業環境測定の実施等

事業者は、塩基性酸化マンガン等を製造し、又は取り扱う作業場については、塩基性酸化マンガンの空气中における濃度の測定等を行い、その測定結果等を三年間保存しなければならないこととする。

三 金属アーク溶接等作業に係る措置

1 事業者は、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業そ

の他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下この三において「金属アーク溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならないこととする。この場合において、事業者は、特定化学物質障害予防規則第五条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しないこととする。

2 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の定めるところにより、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試験採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場について、空气中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこととする。

3 事業者は、2による空气中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならないこととする。

4 事業者は、3の措置を講じたときは、その効果を確認するため、2の作業場について、2の測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこととすること。

5 事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならないこととすること。

6 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての2及び4による測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならないこととすること。

7 事業者は、6の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、一年以内ごとに一回、定期的に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならないこととすること。

8 事業者は、2又は4による測定を行ったときは、その都度、測定結果等を記録し、これを当該測定に係る金属アーク溶接等作業の方法を用いなくなった日から起算して三年を経過する日まで保存しな

なければならないこととする。

9 事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上掃除しなければならないこととする。

10 労働者は、事業者から5又は6の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないこととする。

#### 四 健康診断の実施等

1 事業者は、塩基性酸化マンガン等又は溶接ヒューム等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ等の際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査等の項目について医師による健康診断を行わなければならないこととする。

2 事業者は、1の健康診断の結果、異常の疑いがある者等で、医師が必要と認めるものについては、作業条件の調査、パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査等の項目について医師による健康

診断を行わなければならないこととする。

3 事業者は、1又は2の健康診断の結果に係る記録については、五年間保存しなければならないこととする。

## 五 その他

様式の改正等、所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 作業環境測定法施行規則の一部改正

様式の改正等、所要の規定の整備を行うこと。

## 第三 施行期日等

### 一 施行期日

この省令は、令和三年四月一日から施行することとする。

## 二 経過措置

1 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、事業者は、令和四年三月三十一日までに、厚生労働大臣の定めるところにより、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料

採取機器等を用いて行う測定により、当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、空气中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこととする。

2 第一の三の2の屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、第一の三の3、4、6から8まで及び10（第一の三の6の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。）は、適用しないこととする。

3 その他、この省令の施行に関し必要な経過措置を設けることとする。